

高松市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高松市社会福祉審議会条例（平成12年高松市条例第9号）の施行について、社会福祉法（昭和26年法律第45号）及び成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(副委員長)

第2条 審議会に委員長が委員のうちから指名する副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に次に掲げる専門分科会を置き、その所掌事項を調査審議する。

- (1) 地域共生社会専門分科会
- (2) 民生委員審査専門分科会
- (3) 身体障害者福祉専門分科会
- (4) 高齢者福祉専門分科会
- (5) 成年後見制度利用促進専門分科会
- (6) 児童福祉専門分科会

2 前項の専門分科会ごとに、それぞれの専門分科会長が専門分科会の委員のうちから指名する副会長を置く。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第4条 審議会は、次の各号に掲げる事項について諮問を受け、又は意見を求められたときは、審査部会の決議又は意見をもって審議会の決議又は意見とする。

- (1) 身体障害者の障害程度に関し諮問を受けたとき。
- (2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定に関し意見を求められたとき。
- (3) 自立支援医療（育成医療、更生医療）を担当する医療機関の指定に関

し意見を求められたとき。

- 2 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定めるものとし、部会長は会務を掌理する。
- 3 審査部会に、審査部会長が審査部会の臨時委員のうちから指名する副会長を置く。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第5条 専門分科会又は審査部会の会議は、分科会長又は部会長がそれぞれ招集し、その会議の議長となる。

- 2 審査部会については、審査部会の招集するいとまがないと認めるときは、持ち回り審議をもって審査部会の審議に代えることができる。
- 3 専門分科会の議事その他運営に関し必要な事項は、分科会長が専門分科会に諮って定める。
- 4 審査部会の議事その他運営に関し必要な事項は、部会長が審査部会に諮って定める。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行する。